

## 「ソーシャルボンドガイドライン」の確定について

金融庁では、本年3月、サステナブルファイナンス有識者会議の下に「ソーシャルボンド検討会議」を設置し、同会議では、一般の民間企業によるソーシャルボンドの発行を念頭に、実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、ソーシャルボンドに関する実務指針について議論が行われ、同議論を踏まえ、金融庁において「ソーシャルボンドガイドライン（案）」をとりまとめました。

その後、[2021年7月7日（水）から8月10日（火）まで（英訳版は同年7月21日（水）から8月20日（金）まで）パブリックコメントの募集](#)を行い、その結果、12の個人及び団体並びに海外機関からご意見をいただきました。ご意見を提出いただいた皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。







本件に関してお寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する回答は（別紙5）、海外機関からいただいたご意見の概要及びそれに対する回答は（別紙6）をご覧ください。

いただいたご意見を踏まえ、「ソーシャルボンドガイドライン」について（別紙1）のとおり確定することとしましたので公表します。また、同ガイドラインの英訳についても、（別紙2）のとおり公表します。

具体的な内容については、[別紙1～6](#)を御参照ください。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）  
企画市場局市場課（内線2292、2387）

- （別紙1）  [ソーシャルボンドガイドライン（和文）](#)
- （別紙2）  [ソーシャルボンドガイドライン（英語版）](#)
- （別紙3）  [ソーシャルボンドガイドラインの概要（和文）](#)
- （別紙4）  [ソーシャルボンドガイドラインの概要（英語版）](#)
- （別紙5）  [パブリックコメントの意見及び回答](#)
- （別紙6）  [海外関係機関からの意見及び回答](#)